富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の特色を生かした商業の活性化を推進するため、魅力ある買物環境づくり事業を実施するものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「魅力ある買物環境づくり事業」とは、商店街の活性化のため市又は商店街団体等が策定した総合的な計画等に基づき、商店街団体等又は地域民間団体が創意工夫により魅力ある買物環境を創出する事業をいう。

２　この要綱において「商店街団体等」とは、次に掲げるもので市長が適当と認めるものをいう。

⑴　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合であって、商店街を形成し共同活動を行う組合

⑵　一定の地区内における主として中小小売商業者により組織された団体

⑶　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

⑷　商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

３　この要綱において「地域民間団体」とは、次に掲げるもので市長が適当と認めるものをいう。

⑴　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に規定する特定非営利活動法人

⑵　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会

⑶　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人

⑷　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された農林水産業関係団体

⑸　中小企業等協同組合法に規定する企業組合

⑹　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

⑺　その他市長が認める法人又は団体

（交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗を活用した地場産品のアンテナショップ、高等学校、大学等の商業実習店舗、新規開業者のチャレンジショップ、商店街の街路灯のＬＥＤ化等に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費（同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額）に対し、次の補助率を乗じて得た額以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1,000万円を限度とする。ただし、別表に掲げる経費のうち、店舗改修費に係る補助金については400万円を限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 |
| 40万円を超え、90万円未満の場合 | 2分の1 |
| 90万円以上の場合 | 3分の1。ただし、魅力ある買い物環境づくり支援事業費補助金交付要綱（昭和63年5月23日付け中企第96号静岡県商工部長通知）に基づく補助対象事業に係る補助率は、3分の2とする。 |

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる経費のうち施設整備費の額の10パーセント以下又は施設整備費以外の経費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

⑵　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

⑶　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格が50万円以上の動産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

⑷　市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑸　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

⑹　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（変更の承認申請）

第８条　前条第１号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、魅力ある買物環境づくり事業計画変更承認申請書（第３号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業実績書

⑵　収支決算書

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　実績報告書は事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成22年10月８日告示第167号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附　則（平成23年８月25日告示第168号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附　則（平成27年３月31日告示第63号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日告示第41号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第３条、第４条、第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費の区分 | 費目 |
| 謝金等 | 委員等謝金、委員等旅費 |
| 会議費 | 会場借上料 |
| 実験的事業経費 | 通信運搬費、広報費、無体財産購入費、備品費、イベント費、借料・損料、雑役務費、消耗品費、印刷製本費 |
| 委託費 | 委託費 |
| 店舗改修費 | 店舗改修費 |
| 施設整備費 | 施設整備費 |

第１号様式（第５条関係）

富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金交付申請書

年　　月　　日

　　（宛先）富士市長

団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所　在　地

代表者氏名　　　　　　　　印

　富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

　１　補助申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　事業の目的

第２号様式（第６条関係）

富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

富士市長　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった富士市魅力ある買物環境づくり事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

　　　　　　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　円

第３号様式（第８条関係）

魅力ある買物環境づくり事業計画変更承認申請書

年　　月　　日

　　（宛先）富士市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　所　在　地

代表者氏名　　　　　　　　印

　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある買物環境づくり事業を次のとおり変更したいので、申請します。

　１　変更の理由

　２　変更の内容

第４号様式（第９条関係）

実　　 績　　 報　　 告　　 書

年　　月　　日

　　（宛先）富士市長

団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　所　在　地

代表者氏名　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある買物環境づくり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。